



# 上川路会計事務所通信

## 上川路会計事務所

〒890-0056  
鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070  
Fax 099-252-6400

## 上川路美恵野会計事務所

〒892-0821  
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465  
Fax 099-223-4348



## 第207号



所長

上川路 長生

ごあいさつ

## 酉年解散

謹んで新春のお慶びを申し上げます。皆様にとって幸多い一年でありますようにお祈りします。10月には鹿児島で会計事務所を開設して40周年の節目の年となります。これを機に世代交代へ助走の時と考えています。皆様に支えられて新体制を迎えられますことを心から感謝しています。

いつものように今年も4日朝9時に荒田八幡宮に参拝して信頼される事務所づくりができるように願ってきました。そして下荒田の事務所でそれぞれの一年の抱負を発表して40周年に向けて着実な前進を全員で誓いました。今年の干支は酉(とり)で、酉は元来商売繁盛の良い縁を“とりもつ”干支です。お客様の躍動に役立つ事務所として、積極的に“とりもつ”ことができるように努めて参ります。

4日には県内の多くの官公庁と企業の仕事始めの式典がありました。三反園知事は来年の明治維新150周年に向けて、今年を飛躍の年にしたいと呼び掛けました。今年の漢字に、感じる、感動する、実感するの『感』をあてはめて、『鹿児島が良くなったと県中が感じられるように全力で取り組む』と抱負を語りました。主要企業のトップは、トランプ次期米国大統領の政策の行動が予測できない世界情勢を念頭に、従来の逼迫感を払拭するための『改革』や『挑戦』をしてどんな状況にも対応できる『変革』を求めています。

安倍晋三首相は年頭記者会見で過去の衆院解散、総選挙を振り返り酉年解散について感想を述べました。「12年前の劇的な郵政解散、さらに12年前は自民党が戦後初めて野党に転落『55年体制』が崩壊した歴史的な年になり、佐藤栄作首相が沖縄返還で米国と合意して、解散、総選挙に打って出た1969年も酉年だった」としばしば政治の大きな転換点となったのが酉年と強調しました。真珠湾での戦争の和解など多くの外交で成果を挙げ、高い支持率や堅調な株式市場の追い風を受けて、安倍一強時代継続の自信をのぞかせました。酉年は政治決戦の年と常在戦場の解散のフリーハンドを確保している余裕を感じさせた会見となりました。

年末年始の楽しみは、サッカー、ラグビー、駅伝等の真冬のスポーツをテレビで観戦して鹿児島出身の選手を熱く応援することです。ニューイヤー駅伝にて、18年ぶりの古豪

## 目次

ごあいさつ “酉年解散”	…1P
税務カレンダー	…2P
2017年1月の経理・税務チェックリスト	…3P
お知らせ “鹿児島市:住民票の様式等の変更”	…3P
会計・税務のQ&A	
“平成29年度税制改正(案)について”	…4・5P
<b>第26回KMCセミナー(社福編)のご案内</b>	…6P
<b>相続・事業承継対策セミナーのご案内</b>	…6P
随想	
“『読初』上川路美恵野”	…7P
<b>企業防衛対策のおすすめ</b>	…7P
<b>所内ニュース “初詣”</b>	…8P

旭化成の優勝に貢献したのは郷土の3選手でした。双子の市田孝・宏兄弟、大六野選手の活躍は勇気と感動を元日から郷土に与えてくれました。箱根駅伝は青学大の圧勝で堂々とした3連覇です。年間3冠も達成して、青学時代は原晋監督の見事な指導のもとで当分は続きそうです。

月刊誌『致知』12月号の特集『人を育てる』でシンクロの井村雅代コーチのインタビュー記事がありました。リオ五輪でシンクロの日本代表のヘッドコーチに復帰して、デュエット、団体ともに銅メダルをもたらしました。その厳しい指導ぶりから“鬼コーチ”の異名をとる名伯楽は開催国で金メダルを取れるようにと決意を語りました。小池百合子東京都知事のもとで、予算や会場への様々な検討を終えて、いよいよ五輪への準備完了です。

昨年一年間の世相を一文字で表す漢字が『金』でした。リオデジャネイロ五輪での日本の金メダルラッシュや『政治と金』に絡む問題が次々と浮上したことが理由となりました。安倍首相は2020年の東京オリンピックの年も代表する漢字を『金』にしたいと期待を寄せていました。

『世界に一つだけの花』を熱唱して五人での活動を終了した『SMAP』への惜別の言葉が続いています。“ナンバーワンでなくていい、オンリーワンになればいい”の歌詞は永遠に忘れられないメッセージとして、人生への応援歌となりました。  
(平成29年1月吉日)

# 税務カレンダー

税金等の納付・  
手続きはお早めに・



## 1 1月決算会社申告書提出

# 2017年1月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1  元旦	2	3	4	5	6	7
8	9  成人の日	10 	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 				

### 1月31日まで

- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
  - 2月決算法人 第3四半期分
  - 5月決算法人 第2四半期分
  - 8月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 給与支払報告書の提出

### 1月10日まで

- 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- 住民税の特別徴収税額の納付

### 本年最初に給与の支払を

#### 受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

### 1月中の市町村条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第4期分の納付



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

## 平成29年1月より雇用保険の適用拡大と育児・介護休業法改正

平成29年1月1日以降65歳以上の労働者についても「高齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。なお保険料の徴収については平成31年度までは免除となります。また、介護をしながら働く人や有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正が行われます。

## 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、還付も早く受けられますので、早めに申告を行いましょ。

## 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

## 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が終わっているか今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

## 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各種調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

## 鹿児島市の住民票の様式等に変更がありました

鹿児島市では、平成28年12月19日から新住民記録システムが導入されており、それに伴い、住民票の様式・取扱いについて変更がありました。

### 様式の変更

- |               |       |
|---------------|-------|
| ・住民票の写し「世帯連記」 | 様式の追加 |
| ・住民票の写し「個人票」  | 様式の変更 |
| ・住民票記載事項証明書   | 様式の変更 |

新しい様式等については、鹿児島市HP  
(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/index.html>) に掲載されています

### 取扱いの変更

- 履歴の記載がある住民票の写し  
変更前：個人分または世帯全員分を1通の証明として交付  
変更後：原則、1人分につき1通ずつの交付  
必要な履歴の記載によっては、各世帯員をまとめて1通で証明できる場合がありますので、窓口でお問合わせください。
- 住民票記載事項証明書  
変更前：請求書及び証明願（鹿児島市様式）を提出後、鹿児島市が証明。  
変更後：請求書を提出後、鹿児島市がシステムにより出力した証明書を交付。  
住民票コード・マイナンバーの記載が必要な場合は、窓口にてご相談ください。  
また、提出先からの所定の用紙に証明が必要な場合は、従来どおり、証明事項を記入したものについて証明を行います。



## テーマ 『平成29年度税制改正(案)について』

平成29年度の税制改正大綱が平成28年12月8日に公表され、12月22日に閣議決定されました。平成29年度の税制改正では個人所得課税・法人税等のような変更があるのか見ていきましょう。

### 法人課税

#### 研究開発税制の見直し

H29.4.1より適用

試験研究費の範囲に、「新たなサービスの開発に係る一定の費用」が追加されます。例)IoT、人工知能等特別試験研究費の対象費用や手続きが見直されます。

総額型の税額控除率を試験研究費の増減割合に応じた制度に改組されます。

現行:8~10% → 改正後:6~14% \*上限14%は2年間の時限措置(原則10%)

中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の増加割合が5%を超える場合、以下の措置を講じます。

現行	施行後
税額控除率:12% 控除限度額:法人税額×25%	税額控除率:12%+(増減割合-5%)×0.3(上限17%) 控除限度額:法人税額×35% *高水準型と選択適用

#### 所得拡大促進税制の見直し

中小企業者等以外の法人に対し、平均給与等支給額要件が見直されます。また、控除税額が現行制度に、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の2%(中小企業者等12%)が加算されます。

	現行	施行後
要件	一人あたりの平均給与>前事業年度超	一人あたりの平均給与 前事業年度×102%
控除税額	雇用者給与等支給増加額×10% 法人税額の10%(中小企業者等は20%)が限度	雇用者給与等支給増加額×10%+(雇用者給与等支給増加額-比較雇用者給与等支給増加額)×2%

#### 中小企業者等に対する法人税の軽減税率の延長

中小企業者等の法人税について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、15%(本則19%)に軽減されていますが、期限が延長になります。

H31.3.31まで2年間延長

#### 地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

地域未来投資促進法(仮称)に基づき設備投資を新設、又は増設した場合、特別償却又は税額控除できる制度が創設されます。

対象者:青色申告書を提出する法人 適用期間:平成31年3月31日まで

対象資産	特別償却	税額控除(上限:法人税額の20%)
機械装置、器具備品	取得価額×40%	取得価額×4%
建物、附属設備、構築物	取得価額×20%	取得価額×2%

\*対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は100億円を限度とする

#### 中小企業投資促進税制の拡充

H29.4.1より適用

一定規模以上の特定経営力向上設備等を取得し、指定事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除の選択適用ができます。今回の改正により、中小企業経営強化税制として改組し、全ての器具備品・建物附属設備が対象に追加されます。

対象者:青色申告書を提出する中小企業者等 適用期間:平成31年3月31日まで

即時償却 又は 取得価額×7%の税額控除(資本金3,000万円以下もしくは個人事業主は10%)

\*税額控除は、法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間繰越可能

## 車体課税の見直し

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、対象範囲を平成32年度燃費基準で見直した上で、2年間延長されます。

国税	自動車重量税	エコカー減税の延長・見直し	平成31年4月30日まで
地方税	自動車取得税	エコカー減税の延長・見直し	平成31年3月31日まで
	自動車税	グリーン化特例の延長・見直し	
	軽自動車税	グリーン化特例の延長・見直し	

## 仮想通貨の消費税非課税化

H29.7.1より適用

仮想通貨が決済手段であることを鑑み、消費税が非課税になります。  
仮想通貨とは…貨幣や紙幣のように形はないが、インターネット上で現金と同様の価値を有するもの

## 酒税の税率構造の見直し

H32.10.1より適用

酒税の税率が段階的に変更されます。

ビール系飲料(ビール、発泡酒、新ジャンル)の税率が一本化されます。

醸造酒類(清酒、果実酒等)の税率が一本化されます。

その他の発泡酒(チューハイ等)の税率が引き上げられます。

## 個人所得税

## 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

## 配偶者控除

納税者本人に所得制限が導入されます。合計所得金額900万円を超えると控除額が逡減し、1,000万円を超えると控除の適用が受けられません。

本人の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

## 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下まで引き上げられます。

また、配偶者控除と同様、納税者本人に所得の制限が設けられ、合計所得金額900万円を超えると控除額が逡減し、1,000万円を超えると控除の適用が受けられません。

## 【納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合】

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超85万円以下	38万円	105万円超110万円以下	16万円
85万円超90万円以下	36万円	110万円超115万円以下	11万円
90万円超95万円以下	31万円	115万円超120万円以下	6万円
95万円超100万円以下	26万円	120万円超123万円以下	3万円
100万円超105万円以下	21万円		

\* 900万円超の場合は、財務省HPにてご確認ください。

主な改正事項を掲載しましたが、その他の改正事項や詳細に関しては、財務省HPより「平成29年度税制改正の大綱」をご確認ください。正式なものは今後の国会審議などにより決定されます。



## 社会福祉法改正対策セミナーのご案内

### 『社会福祉法人の制度改革と会計』

講師：上川路美恵野会計事務所 所長 公認会計士・税理士 **上川路 美恵野**

社会福祉法改正対策セミナーを開催致します！  
制度改革の主な内容として事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が挙げられています。  
平成28年度決算を前に、会計担当者が留意する内容や社会福祉充実計画について確認しておきましょう。

日 時 **平成29年2月9日(木)**  
**14:00～16:30 (受付開始13:30～)**

定 員 30名(お申込はお早めに！)  
会 場 **鹿児島ビル9F大会議室** 鹿児島市名山町1-3  
会 費 資料代 2,000円/人(関与先・セミナー会員 1,000円/人)  
資料代は、当日受付にてお支払い下さい。

詳細、お申込は別紙にて！また、お申込書は当事務所HPからもダウンロード可能です！



経営者はそこが  
聞きたい！！

## 相続・事業承継対策セミナー



### 『事業承継を考える』

～ オーナー経営者の相続・事業承継対策 ～

講師：Office SHIMADU 代表・CreatingValueSales 研究所代表 **島津 悟** 先生

【講師プロフィール】新潟県出身。昭和49年大同生命入社。以来、営業課長、営業所長、支社長を経て平成9年から研修部門に在籍。同社退職を機に研修講師として独立。同社営業職教育・育成、管理者へのビジネスコーチ、リーダー研修に携わる。また全国の法人会・納税協会の経営者向けセミナー、税理士向けのセミナーを16年間実施。FP(ファイナンシャルプランナー)、DC(年金プランナー)として、無料相談会などの地域ボランティアを16年間にわたり積極実施。

日 時 **平成29年1月19日(木) 15:00～16:30**  
**(受付開始14:30～)**

会 場 **鹿児島サンロイヤルホテル 高隈の間 2F**  
鹿児島市与次郎1-8-10 TEL 099-253-2020

会 費 3,000円/人 当日受付にてお支払ください。

お申込方法 お申込書に必要事項をご記入の上、FAX(099-252-6400)して下さい。  
なお、申込書は当事務所HPからダウンロード可能です。

お問合せ 上川路会計事務所 TEL 099-252-7070 担当 岩下・伊集院

## 随想「読初」 上川路美恵野



あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

いつもと同じ行為でも、新年最初となれば「初」「初」と呼ばれ、どこか新鮮で改まった気持ちになりますね。私の場合は、毎年、「読初」には何の本を選ぶかと多少悩みながら、清々しい気持ちになるもの、自分を高める示唆に富むものを、と心掛けています。

今年は幸田文の『季節のかたみ（講談社文庫）』を選びました。随筆集で、日常生活のあれこれを話題にしているのですが、ちょっとした描写にも季節感が漂い、花の色や風の匂いを感じます。

幸田文は「季節の移り変わりを見るのが好き」といい、季節を感じ取ることで「前向きな心でいられること」がありがたいと書いています。季節は常に先へ先へと変わり滞留することがなく、「季節に連立とうとすれば、私もひとりでも前向きになっているわけです。」と。

ここ数年、時の流れるのが早くなりました。ああ、もう春だ、もう夏になってしまった...と季節が過ぎ去っていくのを惜しむ方が強く、これからどうなるのだろう、と先を楽しむ気持ちを忘れていたことに気付かされました。

今年は、季節の移り変わりの兆しを見のがすことなく、「今年の春、夏とはどんなふう巡り合えるかと、先へ目を置いて待つ」つもりで過ごしたいものです。

さて、これが今年の読初の顛末ですが、また、本の話になってしまいました。最近、自分の随想を数年分読み返したのですが、大体が本にまつわる話題なことに今更ですが恥ずかしく思っているところです。自分の言葉で語るものが足りず、他人様の言葉を借りてしまっているということで、未熟さを痛感しています。

もちろん、私が本好きで、気に入った本や面白いと感じたことは、誰かに伝えたいところもあるので、これから本の話が多いと思いますが、少しでも自分のことばで自分の考えを伝えられようしていきたいものです。

最後に、もう一冊「本」と「酉」年にちなんだ『がちょうのペチューニア（ロジャー・デュボアザン作 / 富山房出版）』という絵本のご紹介です。

あまり頭の良くないがちょうのペチューニアが、本を手に入れて賢くなったつもりになって農場の動物たちとんちんかんな助言を繰り返して、騒動を起こします。とうとう大失敗して大けがをしたペチューニアは『ほんは、つばさのしたにはさんでもちあるくだけじゃだめなのよ、なかみを あたまや こころに いれなくちゃ。』と悟ります。

私は、この「本の中身を頭と心に」入れるという言い回しが好きです。単に知識を「頭に」入れるだけでは、辞書やデータベースと同じであって、得た知識を「心に」入れる、すなわち学んだ内容について深く考え、自らの意見としてはじめて意味があるのです。

大切なことに気付いたペチューニアは、すぐさま勉強にとりかかります。

『いつのひか、ほんとうにかしこくなれるように。そうなれば、きっとみんなを しあわせにしてあげられるでしょう』私も頑張ります。今年もよろしくお祈りします。



初売りにはずみをつける日本晴れ 美恵野

## 企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の  
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策  
についてご紹介するコーナーです

2017年3月スタート

### 決算期毎のリスクマネジメント・シート作成を実施

関与先様の防衛問題を親身になって解決すると純粋かつ崇高な使命感から  
経営者のリスクに対応するため、「標準保障額」等を毎年算定し、  
過大でなく過小でもない適正な保障額を助言し経費の効率化を提案いたします。

#### 【チェック項目】

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 既存の契約内容の確認 | = 現状の確認、変更処理のチェック、分析表作成 |
| 標準保障額の算定   | = 過大保障のチェック、過小のカバー対策提案  |
| 生存退職金の財源案  | = 適正退職金額の算定、時期、対象者      |
| 事業承継資金の確保  | = 後継者への負担軽減、必要資金の時期     |
| 適正な保険種類の算定 | = 無駄の排除、資金効率、万全な保障態勢    |



\*平成29年4月より、業界全体で保険料の予定利率改定が行われる予定

注：保険料アップ、返戻率ダウン等

上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます



あけまして  
おめでとう  
あけまして  
おめでとう



あけましておめでとうございます。今年で事務所も40周年を迎えます。こうして40周年を迎えられるのも  
たくさんのお客様に支えられてのことと感謝致します。

2017年の5つのキーワードを柱とし、お客様の良き理解者としてサポートしていけるよう邁進してまいり  
ますので、今年もどうぞよろしく願いいたします。

## 百年の時代を駆ける会計事務所へ (40周年を迎えて) To the next stage ~お客様と3事務所と共に成長~

### 上川路会計事務所 2017年の5つのキーワード

- 初志貫徹** ... 初めに思い立った願望や志をくじけずに最後まで貫き通すこと。
- 脚下照顧** ... 足もとに気をつけよの意。自己反省、または日常生活の直視を促す語。
- 担雪埋井** ... 繰り返し努力することによって成し得ること。
- 凡事徹底** ... 基本的なことをしっかりと徹底して行うこと。
- 牛歩前進** ... ゆっくりでも一歩ずつ確実に進むこと。



#### 編集後記

あけましておめでとうございます！年末年始は例年よりも暖かく、過ごしやすかったのではないのでしょうか。初詣などにお出かけされた方も多かったのではないかと思います。今年も皆様にとって健やかで実りあふれる年となりますようお祈り申し上げます。本年も変わらず事務所通信をご愛読いただければ幸いです。本年もどうぞよろしく願いいたします！

#### 連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400  
E-Mail [kamikawaji@tkcnf.or.jp](mailto:kamikawaji@tkcnf.or.jp)  
URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>



上川路会計 検索

広報委員会 上川路美恵野 伊集院 赤塚 西 篠原

### ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

